

別表第1 (第3条関係)

1 ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

番号	施設の種類
1	<p>食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 乾燥施設</p> <p>イ 粉碎施設</p> <p>ウ たん白質分解施設</p>
2	<p>繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）の用に供する施設</p> <p>であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 樹脂加工施設</p> <p>イ 漂白施設</p> <p>ウ 植毛施設</p> <p>エ 製綿施設</p>
3	<p>木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア タール又はアスファルト合浸施設</p> <p>イ 吹付塗装施設</p> <p>ウ クン蒸施設</p> <p>エ 漂白施設</p> <p>オ 切断施設</p> <p>カ 粉碎施設</p> <p>キ 研削施設</p>
4	<p>出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア グラビア印刷施設</p> <p>イ 金属板印刷施設</p>
5	<p>化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 反応施設</p> <p>イ 精製施設</p>

	<p>ウ 抽出施設</p> <p>エ 電解施設</p> <p>オ 重合施設</p> <p>カ 蒸発濃縮施設</p> <p>キ 乾燥施設</p> <p>ク ばい煙施設</p> <p>ケ 粉碎施設</p> <p>コ 造粒施設</p> <p>サ 混合施設</p> <p>シ 分解施設</p> <p>ス 合成施設</p> <p>セ 蒸留施設</p>
6	<p>ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 加硫施設</p> <p>イ 混練施設</p>
7	<p>窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 粉碎施設</p> <p>イ 混合施設</p> <p>ウ 溶融施設</p> <p>エ 焼成施設</p> <p>オ 乾燥施設</p> <p>カ 研磨施設</p> <p>キ 選別施設</p> <p>ク 粉体用コンベヤー施設</p>
8	<p>鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 非鉄金属溶融施設</p> <p>イ 溶融めつき施設</p> <p>ウ 電気めつき施設</p>

	エ 酸洗施設 オ エッティング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研磨施設 ス 粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めつき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項及び第6項並びに第7項に規定する  
ばい煙発生施設及び粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス工作物

## 2 騒音に係る特定施設

番号	施設の種類
1	<p>金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>エ 液圧プレス</p> <p>オ 機械プレス</p> <p>カ せん断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>キ 鍛造機</p> <p>ク ワイヤーフォーミングマシン</p> <p>ケ ブラスト</p> <p>コ タンブラー</p> <p>サ 製鉢機</p> <p>シ 製釘機</p> <p>ス 高速度切断機</p> <p>セ 平削盤</p> <p>ソ 型削盤</p> <p>タ 研磨機</p> <p>チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）</p>
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	<p>粉碎機</p> <p>ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機</p>

	<p>イ 食品加工用粉碎機</p> <p>ウ その他の用に供する粉碎機（破碎機及び摩碎機を含む。）</p>
5	<p>織維機械</p> <p>ア 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>イ 紡績機械</p> <p>ウ 編組機</p> <p>エ 摶糸機</p>
6	<p>建設用資材製造機械</p> <p>ア コンクリートプラント</p> <p>イ アスファルトプラント</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チツバー</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>カ かんな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p>
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗浄機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。）
19	走行クレーン

	<p>ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
20	集じん装置
21	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
22	<p>原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。）</p> <p>ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
23	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による 断郊競技施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

### 3 振動に係る特定施設

番号	施設の種類
1	<p>金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ 液圧プレス</p> <p>エ 機械プレス</p> <p>オ せん断機（シャーリングマシン、原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）</p> <p>カ ワイヤーフォーミングマシン</p>
2	圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	<p>粉碎機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機</p> <p>イ 食品加工用粉碎機</p> <p>ウ その他の用に供する粉碎機（破碎機及び摩碎機を含む。）</p>
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	<p>コンクリート製品製造機械</p> <p>ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）</p>
6	<p>木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チツバー</p>
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）

9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物
- 4 地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設

番号	施設の種類
1	井戸（動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が6平方センチメートルをこえるもの）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 温泉法（昭和23年法律第125号）第8条第1項の規定により許可を受けた動力装置
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の同法第6条第1項に規定する河川区域に設置される施設
- 3 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項に規定する指定地域内に設置される井戸
- 4 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第4条第1項の指定地域内に設置される揚水設備
- 5 千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）第38条第1項の指定地域内に設置される揚水施設
- 6 消火の用のみに供する施設
- 7 建設作業その他臨時的な用に供する施設であって、町長が認めたもの